三戸町商工業パワーアップ事業費補助金

町内の事業所または団体が、町商工業のより一層の活性化を図ることを目的に実施する事業に要する経費について、三戸町商工業パワーアップ事業費補助金を交付します。

対象者 町内の事業者または団体で、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人町民税を滞納していない人

対象事業・経費・金額

補助対象事業	補助金額の 上限	補助金の額	補助対象経費
販路開拓事業 (地場産品等の PR 販売により、東京都以西 における販路開拓を目的とする事業)	20 万円	補助対象経費に 補助率5分の4 を乗じて得た額 以内の額(千円 未満切り捨て)	コイス・ノトス・ハサード・ル・タース かんち ・ 田殿 シー
店舗改修事業 (店舗の改修(店舗専用部分に限る。)によ る誘客の促進などを目的とする事業)	20万円	補助対象経費に 補助率3分の2 を乗じて得た額 以内の額(千円 未満切り捨て)	商品陳列棚の設置、看板や外壁等建物に固定されるものの改修などに要する経費 補足 1 誘客促進を目的とする事業のため、内装に係る改修などにあっては、店舗に限るものとし、事業所などの改修は対象外です。 補足 2 エアコンの新設・改修などにあっては、外気導入機能付きのものであって、店舗に限るものとし、事務所などの改修は対象外です。 補足 3 トイレの新設・改修などは、対象外です。
「11 ぴきのねこ」活用事業 (「11 ぴきのねこ」の活用による誘客の促進 を目的とする事業)	2 万円		「11 ぴきのねこ」の店頭幕やのぼりの設置、飲食店利用客に提供するための食器の購入などの経費

申請書類 □ 補助金交付申請書 □ 事業計画書 □ 収支予算書 □ その他町長が必要と認めた書類

各種補助金交付までの流れ

※交付決定前に着工した事業は、補助対象外となりますので、ご注意ください。

交付申請

審査

交付決定

事業開始 (着工)

実績報告

交付額 決定

補助金の請求・交付

【問合せ先】三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117

三戸町商品宅配サービス事業

「買い物に行きたいけれど、交通手段がない」「重い荷物が持てない」「子育て中でなかなか買い物に行けない」など、さまざまな理由で、町内の商店などに出向くことが困難な人に、商品をお届けします。

対象者

住民基本台帳に記録され、3月以上居住しており、社会福祉施設または病院などへ入所・入院していない人で、次のいずれかに該当する人

- ○世帯員全員が概ね65歳以上の世帯およびこれに準ずる世帯またはこれに属する人
- ○身体障害者手帳(肢体不自由および視覚障害による人に限る。)または愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ○母子家庭または父子家庭の世帯
- ○その他町長が認める人

使いやすくなりました!

利用料 1 回の利用につき、300円 → 100円 ※ 1回につき税込 1,000円以上の買い物が対象

申込み サービスを利用するにあたって、事前に申込みが必要です。申込用紙は、役場まちづくり推進課や 三戸町社会福祉協議会で配布しています。

【問合せ先】三戸町役場 まちづくり推進課 ☎ 20-1117 社会福祉法人 三戸町社会福祉協議会 ☎ 22-0262